

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の規定による条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
1 市長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による乳児家庭全戸訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和 47 年東京都条例第 117 号）の規定によるぜん息患者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	立川市児童育成手当支給条例（昭和 44 年立川市条例第 49 号）の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年立川市条例第 65 号）の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	立川市乳幼児医療費助成条例（平成 5 年立川市条例第 36 号）の規定による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	立川市義務教育就学児医療費助成条例（平成 19 年立川市条例第 59 号）の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

8 市長	立川市国民健康保険条例（平成 20 年立川市条例第 1 号）の規定による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定による健康増進事業に加えて実施する健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	生活保護法の規定による保護に加えて実施する援護に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護サービスの利用に係る費用の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	消費税率引上げの影響等を踏まえて子育て世帯に給付金を支給する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法の規定による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	で定めるもの	<p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2	市長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
3	市長 生活保護法の規定による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	国民健康保険法の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		立川市国民健康保険条例の規定による結核・精神医療給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法の規定による健康増進事業の実施に関する事務及び当該健康増進事業に加えて実施する健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の規定による福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの



		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の規定による特定医療費（以下「難病特定医療費関係情報」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>東京都重度心身障害者手当条例（昭和 48 年東京都条例第 68 号）の規定による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号）の規定による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「難病医療費等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の規定による B 型ウイルス肝炎又は C 型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
12 市長	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの

		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の規定による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の規定によるぜん息患者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の規定による難病等により患	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		難病特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）の規定による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	立川市児童育成手当支給条例の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	の	後期高齢者医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
19	市長	立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
20	市長	立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

21 市長	立川市国民健康保険 条例の規定による結 核・精神医療給付金 の支給に関する事務 であって規則で定め るもの	国民健康保険給付等関係情報であって規則 で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定 めるもの
22 市長	生活保護法の規定に よる保護に加えて実 施する援護に関する 事務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるも の
		外国人生活保護等関係情報であって規則で 定めるもの
23 市長	介護保険法の規定に よる介護サービスの 利用に係る費用の負 担軽減に関する事務 であって規則で定め るもの	生活保護関係情報であって規則で定めるも の
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって 規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定 めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で 定めるもの
24 市長	消費税率引上げの影 響等を踏まえて子育 て世帯に給付金を支 給する事務であって 規則で定めるもの	児童手当関係情報であって規則で定めるも の